

第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 8 年度																				
位置付け	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。																				
目的・概要	計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。																				
計画の骨格	<p>(3) 計画の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本理念</th> <th>基本目標</th> <th>実施目標</th> <th>施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち</td> <td rowspan="2">1 地域で安心して暮らせるまちづくり</td> <td>(1)地域で支え合う共生社会の実現</td> <td>①障がいと障がいのある人への理解の促進 ②ボランティア活動の推進 ③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 ④虐待防止の啓発</td> </tr> <tr> <td>(2)相互理解と交流の促進</td> <td>①障がい者差別解消に向けた取組の推進 ②交流イベント等の開催 ③福祉教育の推進</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり</td> <td>(3)包括的相談支援体制の構築</td> <td>①早期発見・早期治療の推進 ②総合相談窓口の設置 ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④障がいのある人の家族支援</td> </tr> <tr> <td>(4)障がい児支援体制の確保</td> <td>①療育体制の充実 ②医療的ケア児の支援の充実 ③子育てを支援する受入体制の整備 ④特別支援教育の充実</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 自立した生活のできる体制づくり</td> <td>(5)雇用・就業機会の確保と拡大</td> <td>①就労準備支援の充実 ②雇用の場の確保 ③就労定着に向けた支援</td> </tr> <tr> <td>(6)自立生活のための環境整備</td> <td>①障がい福祉サービスの充実 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③防災・安全対策の充実 ④権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)</td> </tr> </tbody> </table>	基本理念	基本目標	実施目標	施策の方向	生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち	1 地域で安心して暮らせるまちづくり	(1)地域で支え合う共生社会の実現	①障がいと障がいのある人への理解の促進 ②ボランティア活動の推進 ③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 ④虐待防止の啓発	(2)相互理解と交流の促進	①障がい者差別解消に向けた取組の推進 ②交流イベント等の開催 ③福祉教育の推進	2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり	(3)包括的相談支援体制の構築	①早期発見・早期治療の推進 ②総合相談窓口の設置 ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④障がいのある人の家族支援	(4)障がい児支援体制の確保	①療育体制の充実 ②医療的ケア児の支援の充実 ③子育てを支援する受入体制の整備 ④特別支援教育の充実	3 自立した生活のできる体制づくり	(5)雇用・就業機会の確保と拡大	①就労準備支援の充実 ②雇用の場の確保 ③就労定着に向けた支援	(6)自立生活のための環境整備	①障がい福祉サービスの充実 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③防災・安全対策の充実 ④権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)
基本理念	基本目標	実施目標	施策の方向																		
生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち	1 地域で安心して暮らせるまちづくり	(1)地域で支え合う共生社会の実現	①障がいと障がいのある人への理解の促進 ②ボランティア活動の推進 ③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 ④虐待防止の啓発																		
		(2)相互理解と交流の促進	①障がい者差別解消に向けた取組の推進 ②交流イベント等の開催 ③福祉教育の推進																		
	2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり	(3)包括的相談支援体制の構築	①早期発見・早期治療の推進 ②総合相談窓口の設置 ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④障がいのある人の家族支援																		
		(4)障がい児支援体制の確保	①療育体制の充実 ②医療的ケア児の支援の充実 ③子育てを支援する受入体制の整備 ④特別支援教育の充実																		
	3 自立した生活のできる体制づくり	(5)雇用・就業機会の確保と拡大	①就労準備支援の充実 ②雇用の場の確保 ③就労定着に向けた支援																		
		(6)自立生活のための環境整備	①障がい福祉サービスの充実 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③防災・安全対策の充実 ④権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)																		

■ 成果指標

成果指標名	単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1 別紙のとおり				

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンフェスタin亀山の開催等により、共生社会の理念や福祉意識の向上に係る周知・啓発を図った。 ・市広報及び行政情報番組で、芸術活動等を通じて様々な挑戦をしている人や支える人の活動を紹介することで、多分野における、障がいの有無に関わらない相互理解と交流の促進を図った。 ・地域自立支援協議会に障がい者差別解消支援検討部会を設置し、障がいに係る差別全般に関する市の現状把握を行い、当事者や家族との意見交換等の取組みの必要性を確認した。 ・地域自立支援協議会に相談支援のあり方検討部会を設置し、地域生活支援拠点の整備等に係るコーディネーター機能を含めた基幹相談支援の役割について議論し、協議会に報告した。 ・精神障害者の地域移行に係るケースの対応に当たり、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの方法論に基づき、圏域外の精神科病院、保健所等との連携協力を図って対応した。 ・亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び合理的配慮の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報等で初めて障がい者の文化芸術活動を発信し、当該分野の魅力等に係る認知度を高めることができた。 ・障がい福祉に係る相談を含めた総合保健福祉センターにおける総合相談窓口の機能について、関係部署へのヒアリングやワーキンググループ会議を組織化し、保有すべき機能等の基本的な方針を策定した。 ・「にじいろネット研究会」を当番市としてオンライン開催し、医療的ケアが必要な児童に係る市の取組みや事例の発表を行い、情報共有や他の関係機関との連携を深めた。 ・医療的ケア児の日中一時支援を提供する障害児通所支援事業所に対する加算を開始し、2名が利用した。 ・共同生活援助(グループホーム)の月の利用者数が48人となり順調に増加した。(目標:令和7年度末 月50人) ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に関わって、市HPのページに対応が不十分な箇所があった場合は改善を行い、誰もが情報を得られるよう対応した。また、市職員のホームページ作成時のマニュアルとして使用できる「ウェブアクセシビリティガイドライン」の基礎資料を整備した。 ・西野公園にインクルーシブに配慮した遊具を設置した。また、亀山公園わんぱく広場の遊具更新に当たり、放課後等デイサービスの利用者(保護者)やスタッフとの懇談会及びアンケート調査を実施した。 ・特別障害者手当等のしおり及び申請書類をホームページで掲載し、利用者の利便性向上を図った。
総合計画推進への寄与度	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の自立生活支援のための障害者総合相談支援センターの機能強化に関し、地域自立支援協議会に部会を設置して議論し、委託相談及び基幹相談並びに特定相談支援それぞれの役割の整理を行い、市における障害者の相談支援の現状把握ができた。(障がい者の自立支援) ・障がい者の自立した生活の支援のため、ケース対応に際して障害者総合相談支援事業との連携を図り、専門的知見等に基づく相談対応等により支援につなげることができた。(障がい者の自立支援) ・医療的ケア児の日中一時支援に係る加算制度を実施するとともに、関係者による課題等の共有を図る医療的ケア児関係者会議が開催されるなど、医療的ケアを必要とする障がい児等への支援に係る取組みを展開した。(障がい者の福祉サービスの充実) ・障がい者差別解消支援検討部会を設置したことにより、合理的配慮の不提供等に係る紛争の解決機能など障害者差別解消支援地域協議会の実効性を高めることができた。(誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取り組み)
反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の重症化・高齢化や「親亡き後」のための地域生活支援拠点の整備に係る検討・整備が進んでいない。 ・障害者総合相談支援事業について、障がい者に係る相談支援が市の重層的支援体制構築の中で位置付けられていない状況において、後期基本計画の施策の方向である「基幹相談支援の機能強化」を図るため、基幹相談支援の役割の明確化と専従の基幹相談員の確保が課題である。 ・一人ひとりの障がいや生活の状態に応じたサービスの提供を図る必要がある中で、障害者自立支援法施行前からある既存の給付等に関し、現状のサービス体系においての必要性等の検証ができていない。 ・医療的ケア児等コーディネーターの配置人数が2人から1人に減少した。(目標:令和7年度末 3人)
今後の方向性	<p>後期基本計画における成果指標である①障害者総合相談支援センターでの相談件数、②就労移行支援の利用者数、③医療的ケア児等コーディネーターの配置人数及び④グループホーム等の利用者数の目標値に向かって取り組んでいく。</p> <p>特に複雑化・困難化する事案に対し、総合的・専門的な支援が図れるよう、基幹相談支援の機能強化に向け、地域自立支援協議会等での議論を踏まえ、相談支援事業の委託先や実施手法を含めた検討を行う。また、「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点の整備に取り組むとともに、障害者自立支援法施行前からある既存の給付等に関する検証を行っていく。</p>

第2次亀山市障がい者福祉計画 令和4年度実績

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
1 地域で安心して暮らせるまちづくり								
(1)地域で支え合う共生社会の実現(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P23~30)								
①障がいと障がいのある人への理解の促進								
	(1)-①-1	障がいの有無によって分け隔たられることがないよう、情報提供の充実を図ることにより、地域で互いに理解しながら生活する姿がみられます。		1 福祉意識の向上 障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、イベント等の開催だけでなくさまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。	・「ヒューマンフェスタin亀山」を継続して開催することができた。当日は、NPO法人ぽっかぽかの会をはじめ、市民活動団体の活動報告・紹介の出展もあり、共生社会の理念や福祉意識の向上にむけて啓発をすることができた。 ・あいあい祭りを開催できなかった。	・「ヒューマンフェスタin亀山」というイベントだけでなく、さまざまな機会をとらえて啓発活動をしていく必要がある。 ・年度を通してワクチン接種の会場であったことから、あいあい祭りを開催できなかった。	・引き続き、「ヒューマンフェスタin亀山」のようなイベントの場で、障がいのある人が自分らしく生活できている前向きな姿を発信していく。それ以外にも、人権研修の開催や地域の支援者等に対する研修の周知などを積極的に行っていく。 ・あいあい祭りのあり方を見直しつつ、他の行事等との統合・再編を含め、検討を進める。	
	(1)-①-2			2 障がい福祉制度の情報提供の充実 制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。	特別障害者手当及び障害児福祉手当のしおりを作成し、制度案内の向上に努めた。また、受給申請に必要な様式・書類をHPにアップし、情報提供を図った。	わかりやすい制度の案内や情報提供が不十分であるため、HP等を通じ、わかりやすい情報の発信に取り組んでいく必要がある。	障がい福祉サービス制度に係る手引きを作成し、利用者等に周知を図る。	
②ボランティア活動の推進								
	(1)-②-1	住民主体のさまざまなボランティア活動が活発化し、住民がボランティアとなって障がいのある人の支援につながっています。		1 ボランティアの育成と活動の支援 ボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動の活性化に向け支援します。	ボランティアを必要とする人のニーズを聞き取り、ボランティアセンター登録団体へとつなぎ、必要なボランティア活動を斡旋した。	大規模な組織から小規模な形態へと活動形態が変化している中、個々の支援ニーズに対するマッチング機能や組織の形態の変化に合わせた支援体制づくりが必要である。	総合保健福祉センター内のボランティアセンター機能のあり方を整理し、機能強化に向けた検討を進める。	
	(1)-②-2			2 障がい者団体への支援 障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っていけるよう、活動資金の援助やピアカウンセラーの育成など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の結束に向けて活動を支援します。	ユニバーサルデザイン啓発を行う身体障害者当事者団体を母体とした団体の設立に向け相手方と協議を行ったが、新規団体の設立には至らなかった。	・新規団体が設立できていない。 ・社会福祉協議会との連携不足	引き続き新たな障がい者団体の立ち上げに向けて、協議等を行っていく。	

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(1)-②-3		<p>3 地域における見守り・支援体制の構築 支援が必要な障がいのある人への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手による活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。</p>	<p>・民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の活発化につながるよう、地域住民の相談支援に係る活動費や顕在化しているひきこもりの支援体制の強化するとともに、資質向上や知識習得を目的とした研修費を増額するため、必要な経費の予算化を図った。 ・青少年総合支援センターには、青色パトロール車による見回り・声かけを行う補導員、メンタルケアや自立支援を担う支援員を配置している。支援員については、発達検査に参加するなど、福祉課題を抱える要支援者の実態把握に努め、寄り添う相談支援の実施に繋げた。</p>	<p>・民生委員・児童委員の担い手確保に向けた検討が求められる。 ・福祉課題を抱える相談者の自立支援等は、青少年総合支援センター単体で完結できるものではないことから、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。</p>	<p>・民生委員・児童委員の活動を支援するため、負担軽減、担い手確保、活動内容の周知などの取組の検討を進める。 ・地域全体で支える支援体制の構築に向け、青少年総合支援センターの補導員による見回り・声かけ活動及び支援員による相談対応を引き続き実施していく。</p>

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			③ひきこもり状態にある人への支援の推進					
			(1)-③-1	精神障がいへの正しい理解の普及・啓発が行われているとともに、ひきこもりの解決につながる動きがみられます。	1 精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発 精神疾患や精神障がいへの偏見や差別をなくすため、精神障がい等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組みます。	・精神障がい等への理解促進に係る普及啓発ができなかった。	・精神障害への理解を高めるための普及・啓発ができていない。	障がいに係る差別の解消に向け、精神疾患・精神障がい者を含めた障がい全般への正しい理解の普及・啓発の方法を検討する。
			(1)-③-2		2 ひきこもり支援に向けた体制づくり 不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図り、支援機関につながることで適切な支援が受けられるよう重層的支援体制の強化を図ります。	・ひきこもりの支援体制の強化に向け、民生委員・児童委員、主任児童委員の資質向上や知識習得を目的とした研修費を増額するため、必要な経費の予算化を図った。 ・相談者が在籍している学校や関係課より、事前に情報共有を受けた上で、本人やその家族とのコミュニケーションの中で不登校やひきこもりの実態把握に努め、寄り添う相談支援に取り組んだ。	ひきこもりが障がいを原因とするものでない場合があるため、分野ごとの支援体制の役割分担などの整理が必要である。 ・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。	・ひきこもり等に係る個々のケースに対応しながら、本市において、あるべき支援体制づくりに向けた協議を進める。 ・支援員による相談者に寄り添う自立支援を継続していくとともに、要支援者に「青少年総合支援センターの活用」が選択肢の一つとして情報が届くよう継続発信していく。
			(1)-③-3		3 社会参加に向けた支援 身近な地域で創作活動や交流ができる居場所づくりなど、社会参加支援に向けた社会資源の創出に取り組めます。	・青少年総合支援センターにおいて、自立支援が必要な方に、身近な地域での創作活動や交流ができる居場所づくりなどの情報提供や社会参加に向けた相談支援に取り組んだ。	・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、身近な地域での創作活動や交流できる居場所についての「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。	・支援員による相談者に寄り添う自立支援を継続していくとともに、要支援者に「青少年総合支援センターの活用」が選択肢の一つとして情報が届くよう継続発信していく。
			(1)-③-4		4 ひきこもり状態にある人の家族への支援 家族に寄り添った継続的な相談支援を行い、家族同士の交流など家族会の活動が活性化できるよう家族会等と連携した支援に取り組めます。	・相談者が在籍している学校や関係課より、事前に情報共有を受けたうえで、その家族とのコミュニケーションの中でひきこもり等の問題を抱える青少年のカウンセリングや支援を関係機関と連携して行った。	・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、福祉部局と連携して、ひきこもり状態にある人の家族が、子どもの将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。	・支援員による相談者に寄り添う自立支援を継続していくとともに、要支援者に「青少年総合支援センターの活用」が選択肢の一つとして情報が届くよう継続発信していく。
			④虐待防止の啓発					
			(1)-④-1	虐待防止や人権意識を高める啓発により、障がいのある人の人権を尊重するための環境が整っています。	1 虐待防止に向けた啓発と支援体制 虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため関係機関とのネットワーク強化を図り、適切かつ迅速に対応し、支援を行います。	・虐待に関する通報や情報提供があった場合は、関係機関と連携を図り速やかにケース会議を開催する等して対応した。 ・虐待防止・権利擁護の研修に職員が参加した。 ・相談窓口周知や虐待防止啓発が不十分だった。	虐待の構造等が複雑化しており、さらなる他機関との連携が重要である。また、相談窓口の周知や虐待防止に向けた啓発を強化する必要がある。	・引き続き相談窓口の周知及び虐待防止について啓発を行っていく。 ・厚生労働省による障がい者虐待防止・対応の手引きに基づき、虐待案件への対応・支援を図っていく。
			(1)-④-2		2 人権意識を高める啓発 一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタin 亀山等のイベントや街頭啓発など、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組めます。	人権にかかわる多くの団体が参画し、ヒューマンフェスタin 亀山を開催できた。また、市広報やチラシ等に人権相談や相談機関等の情報を掲載し、幅広く周知した。	様々な媒体で周知を図る一方、本当に支援が必要な人に情報が届いているのか当事者の声を聞く必要がある。	引き続き、市広報等の媒体及び様々な機会や会議の場等を活用して支援が必要な人の声を聴いていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(1)-④-3		3 施設従事者 への意識啓発 施設従事者に障がい者虐待の防止に向けた研修を実施し、虐待防止の意識啓発や施設従事者による障がい者虐待の防止に取り組めます。	共同生活援助や生活介護に係る事業所の担当職員を対象として、障がい者虐待の防止に関する研修を実施した。	障がい者虐待防止の意識啓発を図っていく必要がある。	虐待防止の意識啓発や研修等の実施により障がい者虐待の防止に取り組む。

(2)相互理解と交流の促進(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P31～36)

①障がい者差別解消に向けた取組の推進

(2)-①-1	さまざまな合理的配慮に向けた取組により、障がいを理由とする差別の解消の推進が進んでいます。	1 障がい者差別解消に向けた啓発 障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるように、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。	障がい者差別解消に向けた啓発や障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供に向けて、民生委員・人権擁護委員に、三重県人権センターが主催する研修の紹介と周知を図った。	民生委員や人権擁護委員のみならず、広く市民に周知する必要がある。	市民や地域の支援者などのニーズに合った研修会ができるよう、意見反映を行う。また、出前講座等において障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供についても扱う。
(2)-①-2		2 障がい者差別解消のための体制整備 地域の实情に応じた差別を解消するため、地域自立支援協議会で情報共有や協議を行い障がい者差別解消に向けた取組を進めます。	地域自立支援協議会に設置した障がい者差別解消支援検討部会において、市の障がい者差別解消等に関する施策を確認するとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に係る具体的な取組について協議した。	改正差別解消法の施行により、事業者の合理的配慮の提供が義務化すること等を踏まえ、障害者差別解消支援地域協議会（地域自立支援協議会）における紛争解決等の役割等を強化していく必要がある。	・障がいのある方が感じている制度の問題点や社会的障壁を把握するため、当事者等との意見交換等の方法を検討する。 ・地域自立支援協議会の委員構成に商工会議所や事業者等を含めることを検討する。
(2)-①-3		3 職員対応要領の研修 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法の趣旨の徹底や障がいに対する理解を深めるために研修を行います。	三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施した。	新規採用職員に対する研修の時間が短いことから、研修の時間を確保する必要がある。	三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施する。

②スポーツ・文化芸術活動等の推進

(2)-②-1	情報発信や環境整備をすることにより、障がいの有無に関わらず、スポーツ・文化芸術活動等において、あらゆる人が参加しています。	1 障がい者のスポーツイベント等への参加の推進 障がい者がスポーツイベント等に参加できるよう環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。	大会の参加支援を行う為、スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金支給を広報した。(申請:1件)	全国大会等出場する人以外の、市内障がい者スポーツ競技者の把握が困難なことから、全体的な要望等がつかみにくい。	引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給するとともに、障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めていく。
(2)-②-2		2 文化芸術活動の参加の推進 障がい者が文化芸術を鑑賞、創造する機会や作品等の成果を発表することができる環境整備に努め、より多くの障がい者の参加を図りながら、心の豊かさや相互理解を深められる機会を提供します。	市美術展の募集要綱を、近隣市高校、市内コミュニティーセンター、芸術文化協会、絵画教室の他、「つくしの家」や「サクラサクラ」など26の関係事業所等へ送付した。	障がい福祉関係事業所を通じた市美術展への出品者数及び来場者数が伸び悩んでいる。	関係機関への情報発信(市美術展等の市主催事業の募集要綱等の送付等)を継続して行っていくとともに、より多くの方に亀山市美術展に来場、出品してもらえよう、情報発信の仕方を検討していく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(2)-②-3	3 スポーツ・文化芸術活動等の情報発信 市内外で開催される障がい者のスポーツや文化芸術に関する取組等の情報について、情報収集するとともに、ホームページ等さまざまなツールを活用して情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間に合わせ、市広報・行政情報番組で、芸術活動を通してさまざまなことに挑戦されている人やそれを支える人の活動を紹介するとともに、三重県障がい者芸術文化祭の広報を図った。 ・広報誌への掲載やポスターの掲示、市内コミュニティセンター等に市美術展の案内を送るなど、紙媒体での情報発信を中心に行った。 ・三重県スポーツ推進委員協議会を通じて、障がい者スポーツ大会の開催について情報収集した。また、ジャパンラグビーリーグワンのディビジョン2に所属する三重ホンダヒートと連携して実施した「亀山市民応援DAY」において、障がい者施設等への発信を行おうとしたが、関係部署間での調整がつかなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の文化所管課や県等の関係機関と連携・協力を図っていく必要がある。 ・紙媒体の情報発信が中心となっている。 ・情報発信をする上で、発信内容や発信部署について、棲み分けをする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター事業の実施による創作機会等の創出 ・より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう、紙媒体に加え、ホームページなどWebでの情報発信等について検討していく。 ・三重県スポーツ推進委員協議会を通じて、障がい者スポーツ大会についても情報収集するとともに、情報発信についての棲み分けをする。 	

③福祉教育の推進

(2)-③-1	さまざまな人が、互いに理解し合って暮らしていく「共生社会の実現」に向けた意識が高くなっています。	1 子どもへの福祉教育の推進 社会福祉協議会による福祉教育推進事業の活用や市民団体との活動等、地域交流や体験学習などを通して、児童・生徒の障がい・障がい者理解を深めます。	総合的な学習の時間や道徳などの学習において、障がい者福祉施設との交流や、車いす体験学習などを通して障がい者理解を深めた。また、人権学習等でも障がい者理解を深めた。	感染症対策等の影響もあり、体験学習を躊躇していた部分もあった。地域の方やゲストティーチャーを招いて、体験の機会を増やしていくことが必要である。	感染症対策を考慮しながら、地域の方やゲストティーチャーを招いて、体験学習の機会を積極的に設定していく。
(2)-③-2		2 生涯学習講座の充実 「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人となない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。	・「50代からの筋トレ」「ポールウォーキング」など、介護予防に活用できる講座を実施し、障がい者に対する理解が深められるような学びの機会を設けた。	・介護予防など間接的に関連のあるテーマの講座内容になっているため、各団体や行政関連部署と連携しながら内容を検討する必要がある。	・今後も各団体や関係課などと講座内容を調整のうえ、障がい者に対する理解及び障がいのある人となない人の交流が深められる学びの機会の創出を図っていく。
(2)-③-3		3 交流・体験活動の充実 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を育みながら成長できるよう、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。	・各学校において、特別支援学級の児童生徒との交流を行うとともに、県内の特別支援学校に在籍する児童生徒が「居住地校交流」を行い、市内小中学校に在籍する児童生徒と交流する機会を設けた。	地域と連携した取組にまで至っていない。	児童生徒の発達段階に応じて支援学校や支援学級の児童生徒との交流を図る。また、地域と連携した取組を進める。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり								
(1)包括的相談支援体制の構築(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P37～44)								
①早期発見・早期治療の推進								
	(1)-①-1	保健・医療・福祉が相互に連携した保健活動が活発に行われることにより、市民の健康が保たれています。		1 乳幼児健診等のフォロー体制の充実 健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めるとともに、支援が必要な子どもや保護者には、関係部署と連携したフォローを行います。	乳児健康診査等の未受診者に対し、電話やハガキ等を用いて受診勧奨を行い、それでも受診されない方には、家庭訪問を実施し状況を把握した。(家庭訪問 8件)また、支援が必要な乳幼児や保護者のフォローについては、他部署と連携し対応した。	未受診者へのアプローチ方法として、自宅の様子などが確認できる家庭訪問が有効であるが、本人や保護者等の面談につなげるまでに頻回の訪問や連絡を要するため、人間的に負担が大きい。	引き続き未受診者の実態把握に努め、受診勧奨を行うとともに、支援の介入が必要な家庭には、関係部署と連携し対応していく。	
	(1)-①-2			2 発達が気になる子どもの支援体制の強化 きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。	・家族や子ども自身、学校や園等からの相談について連絡調整を行い、家族や子どもの悩み、障がいなど、子どもとその家族が地域で健やかに成長せきよう関係機関がお互いに連携を図りながら、支援を行った。	・子どもが健やかに成長できるよう、配慮が必要な子どもの早期発見・支援や児童虐待の未然防止が行えるよう取り組む。	・相談者のニーズを的確に捉え、発達に配慮が必要な児童の早期発見・支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行うとともに、きめ細やかな対応ができるよう、子育て世代包括支援センターや関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に取り組む。	
②総合相談窓口の設置								
	(1)-②-1	多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる相談体制が確立されています。		1 総合相談窓口の設置 障がい者、高齢者、児童、生活困窮者などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口が保有すべき機能の協議を重ねながら、総合相談窓口の設置・運営を進めます。	総合保健福祉センターにおける総合相談窓口の機能について、関係部署へのヒアリングやワーキンググループ会議を組織化し、保有すべき機能等の基本的な方針を策定した。	各部署を案内するのみならず、関係部署間での情報共有をはじめ、実効性ある有機的な連携が必要である。	総合保健福祉におけるワンストップのあり方を明確にし、社協を含めた最適な総合相談窓口の配置に向けた検討を進める。	
	(1)-②-2			2 障がい福祉サービス等の情報提供の充実 障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。	窓口でサービスに係る情報を提供し、必要に応じて計画相談支援員等と連携し、対象者に適したサービスに繋げた。	HP等を通じたわかりやすい情報の発信に取り組むとともに、申請などに際して対象者に使いやすいものにしていく必要がある。	障がい福祉サービスに関する情報を対象者にわかりやく案内する体制を整えていく。	
	(1)-②-3			3 コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備 障害者総合相談支援センターを中心に地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を強化します。	相談支援体制の整備に係る議論等のため、地域自立支援協議会に相談支援のあり方検討部会を設置し、市の相談支援の現状把握と課題の検証を行い、協議会に報告した。	相談支援に係る行政、委託、特定相談支援事業所の役割の整理や、後期基本計画に位置付ける基幹相談支援の機能強化のため市専従の基幹相談支援員の確保が課題である。	相談支援のあり方検討部会での議論等を踏まえ、市としての相談支援体制のあり方を検討していく。	
③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築								
	(1)-③-1	地域包括ケアシステム(保健・医療・福祉の総合的なしくみ)により、シームレス(切れ目のない)ケアが行われています。		1 地域生活を支援するため関係機関の連携強化 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう協議の場を継続し、保健・医療・福祉関係者や関係機関との連携を強化します。	・鈴鹿地域精神保健福祉連絡会等の機会を通じ関係機関との連携体制を構築し、事例を通して地域の課題を共有した。 ・地域移行に係るケースの対応に当たり、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの方法論に基づき、圏域外の精神科病院、保健所等との連携協力を図って対応した。	・精神科病院は鈴鹿市にしかなく、緊急性の高い事案等の場合などにさらなる連携・協力体制の構築が必要である。 ・圏域内の、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム地域包括ケアシステム構築に係る進捗状況が不明確である。	鈴鹿亀山圏域精神保健担当者連絡会で、チェックシート等を活用することにより精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム地域包括ケアシステムの構築度合いの把握を行っていく。	

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(1)-③-2		2 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築 認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。	精神疾患の人の対応に当たり、圏域での各種ネットワークを活用し、医療機関等との連携により事案の解決を図った。	精神疾患の方の対応に当たり障害福祉部門に保健師がいないため急性増悪・措置等のリスク判断等が困難である。	・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム地域包括ケアシステムの方法論に基づき、精神疾患のケース対応に係る連携・協力を図るための手順・手続をマニュアル化する。
④障がいのある人の家族支援								
			(1)-④-1	障がい福祉サービスに係る情報が、必要な人に適切に届くことで、障がいのある人やその家族の支援につながっています。	1 家族の負担軽減 支援制度や障がい福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がいのある人本人だけではなく、家族も孤立しないように支援します。	感染拡大の影響による、通所サービスの自粛等で、利用者の家族の負担が増加したことを課題と捉え、訪問入浴の利用等訪問型のサービスにつなげるよう努めた。	障がいのある人を介護する家族等の休息やリフレッシュのために利用できるサービスに係る情報発信が不十分である。	介護者等の障がい者をサポートする人が休息するための制度をPRするとともに、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴うニーズを踏まえた支援に努める。
			(1)-④-2		2 家族のレスパイト支援 障がいのある人を介護する家族の休息やリフレッシュを目的とした日中一時支援や短期入所のサービス利用を促進します。	障がい福祉計画における令和4年度の日中一時支援の利用実績は特に児童の方で減少している。	障がいのある人を介護する家族等の休息やリフレッシュのために利用できるサービスに係る情報発信が不十分である。	障がいのある人を介護する家族等の休息やリフレッシュのためのサービスがあることをPRしていく。
(2)障がい児支援体制の確保(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P45～52)								
①療育体制の充実								
			(2)-①-1	保健・医療・障がい福祉・教育などの連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制の充実とネットワークのしくみづくりが進み、障がい児の支援体制の充実が図られています。	1 相談・支援体制の充実 就学前のすべての障がい児や発達等に配慮が必要な子どもを支援するため、個別・集団による療育相談事業や保育所・幼稚園等と連携し行う巡回相談、CLMのしくみを活用し充実を図ります。	・子どもの発達に合わせて、訓練的な要素を取り入れた個別・集団の療育を行った(個別療育相談:0回、0人・集団療育相談:70回、35人)。 ・保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談:3回 三重県立子ども心身発達医療センター、理学療法士巡回指導3回、作業療法士巡回指導0回、CLM巡回指導:4園、37回)。 ・小山田記念温泉病院と「子育て支援の連携・協力に関する協定」KUKSプログラム(短期リハビリテーション6ヶ月)利用5人 ・発達等に配慮が必要な子どもの支援につながるよう、保育所・幼稚園等の園長会議等で、子ども支援Gが行っている巡回相談等の活用について、情報提供を行った。	・就学前のすべての配慮が必要な子どもの相談・支援体制の充実を図る。	・子どもの発達に合わせて、療育事業や保育所、幼稚園、認定こども園との連携による巡回相談を行う。CLMの実践やみえ発達障がい支援システムアドバイザーを計画的に養成し、発達支援に関する専門性の向上を図る。 ・子ども支援Gが行っている巡回相談等を活用して、発達等に配慮が必要な子どもの支援につながるよう、連携の強化を図っていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(2)-①-2		2 児童発達支援機能の強化 現在の療育相談事業の機能強化を段階的に図るとともに、児童発達支援センターの機能確保に向けた取組を進めます。	・令和4年8月10日開催の教育民生委員会において、子ども未来課資料として、「児童発達支援センターの整備に向けた基本的な考え方について」を示した。	・児童発達支援センターの整備について、既存の公共施設等についても活用の可能性を検討することで、財政的な負担の軽減と全体的な公共施設の有効活用を図ることが可能となることから、現在、見直しを進めている「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」と整合を図りながら、検討を進める。	・児童発達支援センターで整備する機能等について、療育相談事業の機能の強化を図るとともに、機能確保に向けた取組を進める。
			(2)-①-3		3 切れ目のない支援体制づくり 障がい児や発達等に配慮等が必要な子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。	・心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し対応することで、子どもが所属する園や学校、家庭や地域で健やかに成長していけるよう支援を行った。(相談件数:595件) ・発達等に配慮が必要な子どもの支援につながるよう、保育所・幼稚園等の園長会議等で、関係部署からの情報提供を行い、連携の強化を図った。	・障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。	・今後も、相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、子ども包括支援センターなどの関係機関との連携を密にし、支援体制の強化を図る。 ・今後も園長会議等を通じて、関連部署からの情報提供を行い、発達等に配慮が必要な子どもの支援が図れるよう連携を図っていく。
②医療的ケア児の支援の充実								
			(2)-②-1	医療的ケア児を支援する協議の場の設置等により、重症心身障がい児等への支援の充実が進んでいます。	1 医療的ケア児等の資源の拡充 地域自立支援協議会等で医療的ケア児等の課題やニーズを協議し、医療的ケア児等が安心して利用できる障がい福祉サービス事業所等を拡充するよう取り組みます。	・「にじいろネット研究会」を当番市としてオンライン開催し、医療的ケアが必要な児童に係る市の取組みや事例の発表を行い、情報共有や他の関係機関との連携を深めた。 ・医療的ケア児の日中一時支援を提供する障害児通所支援事業所に対する加算制度の運用を開始した。	医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携が必要である。	・引き続き、医療的ケア児に係る医療・福祉・教育の関係機関によるネットワークを活用して、医療的ケア児の支援を図っていく。 ・医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携の機会を設け、適切な支援に繋げる。
			(2)-②-2		2 医療的ケア児等への支援体制の充実 医療的ケア児等の支援を行うため、関係部署及び関係機関が情報共有し、「にじいろネット」を中心とした地域の多職種の関係機関との連携強化を進め、支援者からの相談に応じるスーパーバイズ機能の活用を図りながら支援体制の充実に取り組みます。	「にじいろネット研究会」において当番市として事例発表を行うとともに、他の関係機関との連携を深めた。	医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携が必要である。	医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携の機会を設け、適切な支援に繋げる。
			(2)-②-3		3 医療的ケア児等の保育所・幼稚園・認定子ども園への受入体制の充実 「医療的ケア児の入園までの手続マニュアル」及び「医療的ケア実施ガイドライン」を活用し、関係機関との情報共有を図りながら、医療的ケア児の円滑な受入れと適切なケアが継続して実施できる体制づくりに努めます。	・保育園に入園している医療的ケア児に関わる関係者が集まり、児童の現状・課題等を共有することを目的とした医療的ケア児関係者会議を開催し、昨年度から今年度現在までの状況や課題について共有した。 ・医療的ケア児や発達等に配慮が必要な子どもの保育園等への円滑な受入れができるよう、介助員等の加配職員の適切な配慮に努めた。	・関係者会議で明らかになった災害時の対応や就学に向けての課題について取り組む。 ・介助員等の募集を行っているが、人材不足に苦慮している。	・関係機関と連携し、災害時の対応や就学に向けての課題について取り組むとともに、引き続き関係者会議を開催し、情報共有を図る。 ・医療的ケア児や発達等に配慮が必要な子どもの受入れに伴い、適切な人員が配置できるよう、さまざまな媒体を活用し、人材確保に努めていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性	
			(2)-②-4		4 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 医療的ケア児等とその家族に必要な支援について、多職種が協働できるよう支援の連携調整を図り、成長過程に応じた支援がスムーズにつながるよう、地域の計画相談事業所等におけるコーディネーターの配置を促進します。	・県委託により三重病院が開催する医療的ケア児・者コーディネーター養成研修への参加を関係機関に促した。 ・医療的ケア児等コーディネーター有資格者の離職により、地域の計画相談事業所の配置人数が減少した。	市内事業所における医療的ケア児等コーディネーターの配置数が少ない。	「医療的ケア児等コーディネーターの配置人数」は、後期基本計画の成果指標として令和7年度までに3人を配置することとなっているため、養成研修の周知等により有資格者の確保を図っていく。	
			③子育てを支援する受入体制の整備						
			(2)-③-1	障がい児の保育所等の利用・受入の体制が充実し、障がい児の子育ての支援が行われています。	1 障がい児の受入体制の充実 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組みとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するため、放課後等デイサービスや放課後児童クラブの受入れ体制の充実を図ります。	・医療的ケア児の就学に向けて、保護者や関係機関と連携を図った。また、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、引き上げられた国の基準に準じて引上げを行う見直しを行った。 ・障がいの有無に関わらず、一人ひとりの子どもが適切な保育を受けられるよう、加配職員を配置するなど、障がい児保育の充実に取り組んだ。	・医療的ケア児の就学に向けて、具体的な対応を進める必要がある。また、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を把握し、検討する必要がある。 ・年度途中に加配判定が出た場合必要となる介助員等について、恒常的に募集はおこなっているものの、人材が確保できないことがある。	・医療的ケア児の就学に向けて、具体的な対応を進める。また、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を把握し、検討する。 ・障がい児の受入れがさらに円滑にできるよう、今後も、幅広く人材確保に努めていく。	
			(2)-③-2	障がい児の保育所等の利用・受入の体制が充実し、障がい児の子育ての支援が行われています。	2 障がい児の成長支援 すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した保育所・幼稚園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。	・保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として、三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行った。また、小山田記念温泉病院とも連携し、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った。（市巡回相談：3回 三重県立子ども心身発達医療センター、理学療法士巡回指導3回、作業療法士巡回指導0回、CLM巡回指導：4園、37回 小山田記念温泉病院との「子育て支援の連携・協力に関する協定」KUKSプログラム（短期リハビリテーション6ヶ月）利用5人） ・障がいの有無に関わらず、すべての子どもが、充実した保育所・幼稚園生活を送れるよう関係機関との連携を図った。	・保育所、幼稚園等の園職員が医療機関からの指導・助言やCLM等を活用し配慮が必要な児童が充実した園生活を行えるよう支援を実施する必要がある。 ・障がいを持つ子どもを介助する加配職員について、資格を持たない介助員への保育等のスキルアップが図れるよう、研修等の機会が必要である。	・医療機関の巡回やKUKSプログラムを活用するとともに、みえ発達障がい支援システムアドバイザー（保健師）を中心に、保育所、幼稚園等でCLMを実施し、保育士や教職員のスキルアップを図る。 ・今後も、保育所・幼稚園生活を通して、充実した保育が受けられるよう、障がいを持つ子どもへの支援体制の強化を図っていく。	

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			④特別支援教育の充実					
			(3)-④-1	発達障がいのある児童に対する適切な教育的支援により、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズに応えられる環境が整っています。	1 特別支援教育の充実 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、子ども個々の課題解決に向け適切な支援を行うため、保育所・幼稚園等への巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。	・特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」の作成を行った。また、関係機関と連携し支援につなげることができた。	保育所・幼稚園・小学校・中学校までの共通した様式での、支援情報の引継ぎをしていくことが求められている。	・引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。
			(3)-④-2		2 インクルーシブ教育の推進 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築(支援体制の充実)をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組めます。	・特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るための研修会を行った。	全ての教職員がインクルーシブ教育の考え方を理解し、支援につなげる必要がある。	引き続き教員の専門性を高める研修会を開催する。また、経験年数の浅い教職員や保護者等への理解を進める。
			(3)-④-3		3 進路選択と自立の支援 一人ひとりの子どもの能力や適性に応じた進路の選択や就労に関して、「にじいろのーと」の活用を図り、受入先の確保と定着に向け関係機関と連携した支援を行います。	・切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのーと」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。 ・卒業後の進学や就労に不安を抱える相談者については、関係機関(学校等)より普段の様子等を事前に伺ったうえで、相談者自身のペースを尊重しつつ、実態に沿った支援実現に取り組んだ。	・関係機関との連携を強化することが求められる。 ・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。	・引き続き「にじいろのーと」の作成や活用を進めるとともに、卒業後の進路先等との連携を行っていく。 ・切れ目のない支援体制実現のため、引き続き各関係機関との連携を図っていくとともに、要支援者に「青少年総合支援センターの活用」が選択肢の一つとして情報が届くよう継続発信していく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組 番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
----------	----------	----------	----------	------	------	------------	----	-------------

3 自立した生活のできる体制づくり

(1)雇用・就業機会の確保と拡大(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P53～60)

①就労準備支援の充実

(1)-①-1	就労の促進に向けた情報提供等により、障がいのある人の経済的な自立に向けた就労の支援が行われています。	1 職場実習事業の活用促進 就労の促進や市職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、市の施設において障がい者職場実習事業を行います。	感染症拡大防止のため、職場体験実習事業を中止した。	・健康福祉部以外の部署での実習の受入れと、きめ細かな実習生の見守り体制が必要である。また、実習の成果が就労・雇用につながっていく有効な方策を検討する必要がある。	・新型コロナウイルス感染症5類移行を踏まえ、職場実習事業を再開する。
(1)-①-2		2 ハローワーク等との連携による就労の促進 ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組みます。	・委託事業において160件の就労に関する相談に対応した。また、相談者の状況にあわせて、必要に応じ、ハローワークへの同行支援や障害者就業・生活支援センターにつなぐなど、一般就労につながるよう継続的な支援を行っている。 ・市内事業者に対し、亀山市雇用対策協議会等へ相談窓口の周知を行った。	・事業主や障がいのある労働者への効果的な支援には、就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等のさらなる連携が必要である。	障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める。
(1)-①-3		3 一般企業への啓発や制度説明 障がい者雇用に取り組むにあたって、一般企業・事業者が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度、支援機関等について情報提供・啓発を行います。	事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び合理的配慮の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。	関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく必要がある。また、障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める必要がある。	今後も継続して、企業が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度について、関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく。

②雇用の場の確保

(1)-②-1	多様な就労機会の確保を図ることにより、それぞれに合った就労を通して社会参加できる環境が整っています。	1 障がい者就労施設等への支援 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。	亀山市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を掲げ、市における物品等の調達に適用し、障がい者就労施設等の仕事の確保につなげた。 ・ユニバーサルデザイン啓発グッズの作成を行った。	実際に障がい者の社会参加につなげていくためには、より広い品目・分類での調達となることが必要である。	引き続き障害者就労施設等からの物品調達が推進できるよう調達方針を作成し、調達実績の公表を行い、関係各課に呼びかけていく。
(1)-②-2		2 企業における障がい者雇用の促進 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。	・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び合理的配慮の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。	一般就労に移行・定着できるには、職場での障がい者の理解が進むことが必要である。	・引き続き、身近な地域で参加ができる就職説明会や、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の活用等、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、福祉施設等と連携し、障がい者雇用の促進に取り組む。 ・障がいのある人に対して合理的配慮を行えるよう、雇用対策協議会等を通じて市内企業への理解を深めていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(1)-②-3		3 社会的事業所への支援 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がい配慮した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。	・社会的事業所の新規参入に対する補助制度はあるものの、新たな新規参入事業者に関する情報等はなかった。社会的事業所への役務の調達を行った。	・新たな社会的事業所の参入に関する情報はなく、三重県社会的事業所創業支援モデル事業補助金交付要領が廃止されていることから、市の補助制度についても廃止も含めて検討する必要がある。	・今後も新たな参入が見込めないのであれば新規参入に対する補助金制度の廃止を含めて検討をする。現在の社会的事業所については、物品等の調達をするなどの支援を継続していく。
		(1)-②-4	4 農福連携による新たな雇用機会の創出 農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。		研修等に参加し情報の収集を行った。亀山市で取り入れ可能な事業の検討を行った。	情報収集や農業経営を行う福祉事業所の掘り起こしを行う必要がある。	積極的に情報収集を行う。さらに、障がい者支援担当課と連携を行い農業経営を検討している福祉事業所の掘り起こしを図る。	
		(1)-②-5	5 市職員の障がい者雇用 市における障がい者雇用は、障害者雇用促進法に基づき、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。		法定雇用障害者数を達成するため、計画的に採用を実施した。	障がい者自身の諸事情により、急に退職される可能性があることから、継続的な雇用と働きやすい環境の整備が必要である。	・定期的に障がい者への必要な配慮事項についてヒアリングを実施する。 ・今後、法定雇用率が令和6年4月1日に2.8%、令和8年7月1日から3%と引き上げとなることから、引き続き計画的に採用に取り組む。	
③就労定着に向けた支援								
			(1)-③-1	障がいのある人が地域で安心して働き続けられるよう、関係機関と連携した総合的な就労の支援が図られています。	1 就労定着のための訪問・面談等の支援の充実 就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整等を行う就労定着支援サービス事業所の参入を促すとともに、就労定着支援サービスを活用し障がい者が仕事を継続できるよう支援します。	令和4年度中の就労定着支援事業の利用者は6人であった。	・就労定着支援事業の利用促進のため、事業の内容や利用申請の方法等について周知していく必要がある。	・一般就労の対象者に就労定着支援事業のサービスの案内を行い、事業の利用に繋げ就労が継続できるよう支援していく。 ・本人が悩みを抱えこみ離職に至らないよう、関係機関と連携を図りながら、継続的な支援に努める。
			(1)-③-2		2 就労に関する情報提供・相談体制の充実 障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組みます。	・感染拡大により、ハローワーク等の外部機関と共同で実施する雇用促進の機会に係る取組みができなかった。	・感染拡大等に起因してハローワークと連携した面接等の取組みを中止している。	・亀山市雇用対策協議会等の機会を通じて、障がいのある人の雇用や就労に関する情報提供を図っていく。 ・5類移行に伴いハローワークと連携した取組みを再開する。
(2) 自立生活のための環境整備(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P61～68)								
①障がい福祉サービスの充実								
			(2)-①-1	個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質・量が確保されることにより、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活が送れています。	1 自立を支えるサービスの充実 障がい者のニーズを把握し、限りある財源の中で生活を支援する新たなサービスの検討を行い、既存のサービスを見直しつつ、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。	・原油価格や物価高騰の影響を受けている市内の障がい福祉サービス事業所に対し、電気料金、ガス料金及びガソリン代の経費の一部を補助することで、安定的かつ継続的な障がい福祉サービスの提供を支援した。	障害者自立支援法策定前から継続している既存の給付サービスについて、利用者や家族のニーズを踏まえ、現行制度のもとでの必要性の検証が必要である。	・障がいのある人が地域で安心して自立した生活ができるよう、必要な見直しと一人ひとりの課題に対応したサービスの提供に努める。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(2)-①-2		2 情報提供・コミュニケーション支援の充実 DX(デジタルトランスフォーメーション)による社会変革等を踏まえ、障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。	・聴覚障がいのある人の行政手続やコミュニケーション支援のため配置している手話通訳者の利用は、確定申告の対応など11件であった。 ・関係各課に対し、イベント開催時等の手話通訳者の配置に係る予算措置を図るよう周知した。	・他市と比較して聴覚障がいへのコミュニケーション支援策が著しく遅れている。 ・当事者の意見やニーズを把握する仕組みがない。	・コミュニケーション支援に係るニーズを把握するために、機会を捉えて当事者や家族へのヒアリングや関係団体との意見交換等を行っていく。 ・障がいがある人の特性に応じた多様な手段による情報提供を検討していく。
			(2)-①-3		3 難病のある人への支援の充実 地域で安心して暮らせるよう補装具や日常生活用具の給付のほか、障がい福祉サービスの利用方法に関する情報提供に努めるとともに、難病のある人やその家族の日常生活における相談を必要に応じて 県難病相談支援センターにつなげ適切な支援の提供を図ります。	・障害者総合支援法に基づき、難病患者に対する障害福祉サービス、補装具費の支給及びに日常生活用具の支給を行った。	・難病のある人(特に成人)やその家族が地域で安心して暮らすための支援に特化した検討ができていない。	・国の基本的指針において障害福祉計画等への難病患者や難病相談支援センターの意見反映が位置付けられたことも踏まえ、関係機関との情報共有・連携を図っていく。
			(2)-①-4		4 居住環境の整備 グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後への備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組めます。	・地域生活拠点等の整備に係る取組みが進められなかった。	・地域生活拠点等の整備が進んでいない。	・地域生活拠点等整備に係る国の基本的指針の改正(※令和8年度末までに各市町村において整備)も踏まえ、早急に取り組んでいく。
②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進								
			(2)-②-1	環境の整備を進めることにより、誰もが、安全で快適に暮らせ、障がいのある人が積極的に社会に参加する姿がみられます。	1 亀山駅周辺整備及び公共施設等のバリアフリー化の推進 亀山駅周辺整備や公共施設や道路等の建設・改修において、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進め、バリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮します。	市街地再開発事業により整備する施設建築物及び公共施設(道路・駅前広場)について、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合が実施する工事への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を完了させた。	交通規制や迂回路等が長期間に渡り発生した場合の、工事实施中の障がい者への安全対策を考える必要がある。	令和4年10月に市街地再開発事業が完了したことから、今後、公共施設、道路等の建設・改修等の関係事業において必要に応じ、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの理念に基づく整備を図っていく。
			(2)-②-2		2 障がい者に配慮した市営住宅の整備 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。	栄町住宅の駐車場について、区画が狭く入居者が駐車する上で支障となっていたことから、高齢者や障がい者でも利用しやすいよう、植栽等を一部撤去し、区画が広がるよう整備した。	令和4年度は民間住宅を借上げることができなかった。幅広く本事業の周知を行う必要がある。	民間住宅を借上げる際には、事業者に対してユニバーサルデザインに配慮した民間賃貸住宅となるよう事業案内を行う。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(2)-②-3		<p>3 ユニバーサルデザインの普及啓発 県が認定するユニバーサルデザインアドバイザー等と連携し、より効果的なユニバーサルデザインのまちづくりに向けた啓発活動を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西野公園の複合遊具更新において、インクルーシブに配慮した遊具を設置した。また、亀山公園わんぱく広場(遊具広場)の遊具更新について、懇談会、アンケート調査を実施した。 ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、「和賀白川線」について、整備基準に適合した特定施設新設等通知書を三重県に提出した。 ・既存道路については定期的に点検を実施し破損箇所が無いことを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・懇親会等での要望をどのように具体化していくか、事業内容の検討が必要である。 ・特定施設新設通知書を提出してから許可を受理するまでに協議時間を要したことから、今後、対象となる新たな施設については、早期段階に提出していきたい。 ・既存道路の点字ブロック設置数が膨大な量のため、詳細点検は困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等からの提案も検討するため、プロポーザル方式での事業実施を進め、アンケート調査等により利用者の意見も聴取し、選定委員会にて事業内容の検討を行う。 ・令和5年度から「川合9号線」に事業着手するため、道路詳細設計時に三重県と協議を進め円滑な事業進捗を図っていく予定である。 ・引き続き定期的な点検を実施していくとともに、自治会等からの修繕要望があれば早期対応を行っていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(2)-②-4		4 必要な情報を得られる情報発信 障がいの有無を問わず、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、引き続き市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応に取り組めます。	・個々のページ更新時に、対応が不十分な箇所があった場合はその都度改善を行い、誰もが情報を得られるよう対応した。また、市職員のホームページ作成時のマニュアルとして使用できる「ウェブアクセシビリティガイドライン」の基礎資料を整えることができた。	・職員研修を実施できなかったため、職員のウェブアクセシビリティに対する理解を促進する必要がある。	・職員研修の実施やホームページ作成マニュアルとして使用できるウェブアクセシビリティガイドラインの作成などを通じて、ウェブアクセシビリティの向上を図る。
			(2)-②-5		5 読書バリアフリーの推進 視覚障がい者等の読書環境の整備や、郵送貸出、対面朗読サービスの実施のほかアクセシブルな書籍等を充実し、量的拡充を図るなど読書バリアフリー法の視点に立ったサービスを進めます。また、アクセシブルな電子書籍の導入のしくみづくりを進めます。	視覚障がい者等の読書活動推進のため、肢体不自由な方など、手に取って読むことが難しい方などへも郵送貸出ができるよう要綱改正を行った。また、若年層向けの大活字本の新規購入、LLブック等のコーナー設置のほか、朗読室設置、拡大読書器や電子図書館の導入を行った。	障がい者福祉に関するテーマ展示を連携して行うことはできたが、郵送貸出の拡大や新たなサービスの周知を担当部署と連携し、啓発することまでは至らなかった。	イベント等と通した図書館利用の促進、「しずかなへや」の活用を含め、担当部署との連携による新たなサービスの周知啓発を行うことが必要である。
③防災・安全対策の充実								
			(2)-③-1	防災対策の充実が進み、障がいのある人の地域における安心・安全な暮らしにつながっています。	1 防災知識に関する情報提供の充実 災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組めます。	地域が実施する防災訓練や出前講座等で、災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図った。	災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を実施しているものの、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりの確立には至っていない。	地域が実施する防災訓練時に、障がいのある方が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いす等を利用した避難訓練等、障がいのある方を想定した訓練を引き続き行っていく。
			(2)-③-2		2 災害時の要支援者対策の推進 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を更新し、個別避難計画を作成するとともに、より実効性の高い支援者対策に努めます。	避難行動要支援者名簿の取扱い方針に基づき、高齢・障がい分野と連携しながら、避難行動要支援者名簿の更新作業を行った。	避難行動要支援者名簿の登録情報について、災害等の有事のみ共有する方が多く、地域の自治会等が独自で持つ避難支援者情報と乖離が生じている。	平常時から避難支援者に共有できるよう、未同意者に同意を働きかける。
			(2)-③-3		3 福祉避難所等の充実 災害時等に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が安心して避難できる福祉避難所等の充実を図り、福祉避難所への物資等を供給する体制の強化や感染症対策に対応した避難所設置運営に努めます。	備蓄している避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について検討を行った。	備蓄品なども含めて、福祉避難所協定事業所との協議の場が年1回程度必要である。	亀山市備蓄・調達基準に基づき、避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について随時検討を行う。
			(2)-③-4		4 福祉避難所協定事業所との連携 災害時に特別な支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所協定事業所との連携を図ります。	災害時における障がい者の避難・生活等に寄与する避難所等の確保に取り組めなかった。	現在の福祉避難所協定事業所には障がい福祉施設がないため、確保に努める必要がある。	障がい福祉に係る資源を活用した福祉避難所の整備・確保を目指していく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			④権利擁護対策の充実					
			(2)-④-1	<p>成年後見制度の利用が進むとともに、関係機関との連携強化により、権利擁護支援が必要な人が安心して生活しています。</p>	<p>1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた中核機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを構築します。</p>	<p>広報・啓発、相談、利用促進、後見人等支援、法人後見の業務を担う成年後見制度における中核機関を社会福祉協議会に設置した。また、司法や福祉などの連携体制を構築するため、亀山市法福連携ネットワーク協議会を設置・運営した。</p>	<p>事業を開始したばかりであり、市民や関係機関など、成年後見制度の内容や中核機関の業務内容などの周知が必要である。</p>	<p>成年後見制度の利用促進に向け、制度概要のわかりやすい情報提供や中核機関の役割について、広く周知する行事の開催を進める。</p>
			(2)-④-2	<p>2 成年後見制度の利用の促進 成年後見制度の積極的な情報提供を行い、報酬助成の拡大を図る等、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の体制づくりについて協議を進めます。</p>	<p>成年後見制度利用支援事業実施要綱と成年後見制度利用助成事業実施要綱を一体化し、報酬助成に係る市長申立てに限るの解除や利用助成の拡大を行った。また、法人後見の受任機関として、社会福祉協議会を確保した。</p>	<p>受任調整会議における法人後見の受任調整を行うなど、後見業務のノウハウの蓄積が必要である。限りある受任機関を確保できるよう、継続的な働きかけが必要である。</p>	<p>受任調整会議における法人後見の受任調整を行うなど、後見業務のノウハウの蓄積が必要である。限りある受任機関を確保できるよう、継続的な働きかけが必要である。</p>	<p>後見業務に係る受任機関の確保に向け、法福連携ネットワーク協議会への参画の依頼や本市の取組内容を周知し、成年後見制度の利用を図る。</p>
			(2)-④-3	<p>3 日常生活自立支援事業の充実 判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。</p>	<p>知的・精神障がいがある人が、地域において自立した生活ができるよう、社会福祉協議会の生活支援員のサポートを得て、CSWIにつなげる等支援を行った。</p>	<p>利用者とその家族が事業を十分に理解できていないケースや解決困難な課題を抱えるケースも多いため、組織間連携によりサポートする必要がある。</p>	<p>利用者とその家族が事業を十分に理解できていないケースや解決困難な課題を抱えるケースも多いため、組織間連携によりサポートする必要がある。</p>	<p>自立支援において、金銭管理は重要かつ困難が生じやすい課題であるため、引き続き周知・啓発活動を行い、本人や支援者の理解を高めていく。</p>
			(2)-④-4	<p>4 虐待防止による権利利益の擁護 関係各課、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。</p>	<p>高齢者・障がい者虐待防止代表者会議を书面開催し、市内で発生する虐待案件の状況を情報共有し、連携して取り組んだ。</p>	<p>複雑化した虐待事案が増加傾向にあり、専門的知識に基づく判断が必要な場面が増えている。</p>	<p>複雑化した虐待事案が増加傾向にあり、専門的知識に基づく判断が必要な場面が増えている。</p>	<p>弁護士や社会福祉士のアドバイス等を積極的に活用して、被虐待者の保護及び養護者に対する支援、権利擁護が適正に図られるよう取り組む。</p>

第6期 障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画【令和4年度の実績】

1 第6期亀山市障がい福祉計画の概要

第6期亀山市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（令和3年～令和5年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めたものです。

2 計画期間における目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和元年度末時点における施設入所者数の6%以上を、令和5年度末までに地域生活へ移行することとし、また、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本目標としています。

【成果目標】

障がいのある人の地域での自立生活を進める観点から、令和元年度末において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人を見込んで、令和5年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

令和元年度末現在、福祉施設に入所している人は29人です。目標年度である令和5年度末までには移行率6%以上に相当する2人を地域生活移行者数（目標値①）として設定します。また、令和元年度末における施設入所者数（29人）の1.6%以上に相当する1名を施設入所者の削減数（目標値②）として設定します。

項目	数値	進捗				
令和元年度末時点の入所者数（A）	29人					
令和5年度施設入所者数（B）	28人					
【目標値①】 地域生活移行者数 （A）の6%に相当する数値 （小数点以下を切り上げ）	2人減 (1.74)	令和3年度	0人	令和4年度	0人	令和5年度
【目標値②】 施設入所者の削減数（A-B） （A）の1.6%に相当する数値（小数点以下を切り上げ）	1人 (0.46)		0人		0人	

【令和4年度 成果・課題】

令和3年度に引き続き、令和4年度も地域移行者がいなかったことから目標が達成できなかった。今後、地域移行の見込みがある対象者に対して、地域移行支援事業を活用するなど、入所施設等の関係機関と連携を図りながら取り組んでいく。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについての構築を行うこととしています。

【成果目標】

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

項目	数 値		進 捗			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【目標値】 令和5年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場	実施	実施				

【令和4年度 成果・課題】

鈴鹿・亀山圏域の精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加する連絡会において精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議を行い、情報共有等を図った。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針では、令和5年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証することとしています。

項目	数 値		進 捗			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【目標値】 令和5年度末の地域生活支援拠点の整備数	1か所	0か所	0か所	0か所		

【令和4年度 成果・課題】

令和3年度に引き続き令和4年度も、地域生活支援拠点の整備に取り組むことができなかった。現在、地域生活支援拠点の対象者把握のための基礎調査を行っており、国の基本的指針の改正（※令和8年度末までに各市町村において整備）も踏まえ、早急に取り組んでいく必要がある。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

国の指針では、次のとおりとしています。

- ①令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- ②就労移行支援事業については令和元年度の一般就労への移行実績から1.3倍以上、就労継続支援業A型については、1.26倍以上、就労継続支援B型は1.23倍以上とする。

【成果目標】

令和元年度に就労移行支援事業所から一般就労した人は4人であるため、1.3倍に

相当する6人を目標値①として設定します。同じく就労継続支援A型から一般就労へ移行した人は3人であるため1.26倍に相当する4人を目標値②として設定し、就労継続支援B型から一般就労へ移行した人は1人であるため1.23倍に相当する2人を目標値③として設定します。①②③を合計した目標値④は12人となります。

項目		数値	進捗				
就労移行支援事業	令和元年度の年間一般就労への移行実績者数(A)	4人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる数値				
	【目標値①】令和5年度の一般就労移行者数(A)×1.3(小数点以下を切り上げ)	6人	令和3年度	1人	令和4年度	1人	令和5年度
就労継続支援A型事業	元年度の年間一般就労への移行実績者数(B)	3人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる数値				
	【目標値②】令和5年度の一般就労移行者数(B)×1.26(小数点以下を切り上げ)	4人	令和3年度	0人	令和4年度	1人	令和5年度
就労継続支援B型事業	令和元年度の年間一般就労への移行実績者数(C)	1人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる数値				
	【目標値③】令和5年度の一般就労移行者数(C)×1.23(小数点以下を切り上げ)	2人	令和3年度	3人	令和4年度	4人	令和5年度
令和元年度の一般就労移行者数(D)		8人	令和元年度において福祉施設を退所し一般就労した数…(A)+(B)+(C)				
【目標値④】【①+②+③】 令和5年度の一般就労移行者数(D)と比較し1.5倍		12人	令和3年度	4人	令和4年度	6人	令和5年度

【令和4年度 成果・課題】

就労移行支援事業からの移行は1人、就労継続支援A型事業所からの移行は1人、就労B型事業からは4人が移行した。今後も障害者就業・生活支援センターや福祉施設との情報共有や連携を図りながら、一般就労への移行者が増えるよう継続的な支援を行う。

②就労定着支援事業の利用者数（新規：第6期～）

国の指針では、令和5年度における就労定着支援事業を通じて一般就労へ移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。

【成果目標】

一般就労への定着が重要であることから、令和5年度の就労定着支援事業所の利用者数を目標値として設定します。令和5年度の一般就労への移行人数は12人を目標値としていることから、就労定着支援事業利用者の目標値は9人とします。

項目	数 値	進 捗					
令和5年度の一般就労移行者数	12人						
【目標値】 令和5年度の就労定着支援事業所の利用者数 (A)の7割に相当する数値 (小数点以下を切り上げ)	9人	令和3年度	0人	令和4年度	4人	令和5年度	

【令和4年度 成果・課題】

就労定着支援事業の利用者は4人であった。当該サービスを提供できるのは市外の事業所であり、当該事業の利用を促進するため周知等を図るとともに、市内事業所の開設を働きかけていく。

③就労定着支援事業所の就労定着率（新規：第6期～）

国の指針では、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とするとしています。

【成果目標】

就労定着率（過去3年間の就労定着支援総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が8割以上の就労定着支援事業所の事業所数を設定します。

現在市内には就労定着支援事業所がなく、利用者は市外にある事業所を利用しています。令和5年度までには事業所が開設されるよう市内の事業所に働きかけていきます。

項目	数 値	進 捗					
令和5年度における就労定着支援事業所の全体数（A）	1か所						
令和5年度における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の数（B）	1か所						
【目標値】 就労定着率が8割以上の事業所数が全体の7割以上とする。 (A)における(B)の割合が、国の成果目標である7割を達成する事業所数	1か所	令和3年度	0か所	令和4年度	0か所	令和5年度	

【令和4年度 成果・課題】

市内には就労定着支援事業所がなく利用者は市外にある事業所を利用しているため、市内にも就労定着支援事業所が開設されるよう働きかけていく。

(5) 相談支援体制の充実・強化等(新規:第6期～)

国の指針では、令和5年度末までに、各市又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施するとしています。

【成果目標】

相談支援体制の充実・強化するため令和5年度までに総合的・専門的な相談支援の実施体制及び地域の相談支援体制の強化の実施体制を確保します。

項 目	実施の有無	進 捗					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【目標】 総合的・専門的な相談支援の実施体制の確保（基幹相談支援センターにおける相談支援機能の強化を図る。）	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	
【目標】 地域の相談支援体制の強化の実施体制の確保（基幹相談支援センターにおける地域の相談機関との連携強化を図る。）	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	

【令和4年度 成果・課題】

総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化の実施体制を確保できなかった。基幹相談支援センターの相談支援機能と地域の相談機関との連携の強化について引き続き検討していく。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規：第6期～）

国の指針では、令和5年度末までに各市において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を確保するとしています。

【成果目標】

- ① 障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組として、初任者研修や権利擁護・虐待防止に関する研修への職員の積極的な参加を図るとともに、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要な障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析を活用し、請求の過誤を無くすための取組を行い、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

項 目	実施の有無	進 捗					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【目標】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築（職員は障がい福祉サービス等に係る各種研修に積極的に参加し、障がい者等が真に必要な障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。）	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	

【令和4年度 成果・課題】

職員が障害福祉サービスに係る研修等に参加し、審査支払システムの結果分析と過誤請求の防止に努めるとともに、サービスの利用状況の把握、検証、事業所へのフィードバックを図った。

3 障がい福祉サービスの活動指標とその確保のための方策

成果目標の達成に向けて、各サービスの必要な量の見込みである活動指標及びその確保のための方策を定めます。活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

時間/月…各年度のサービス提供時間の月間平均（各年度の実績又は見込値を12で割った数値）

人/月…各年度の利用人数の月間平均（各年度の実績又は見込値を12で割った数値）

人/日…「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間（時間/月）	790	820	850	722	739	
利用者数（人/月）	60	62	64	78	80	

② 重度訪問介護

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間（時間/月）	600	600	850	350	338	
利用者数（人/月）	2	2	3	1	1	

③ 同行援護

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間（時間/月）	80	80	80	58	74	
利用者数（人/月）	5	5	5	7	6	

④行動援護

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付時間（時間／月）	1	1	1	0.25	0.29	
利用者数（人／月）	1	1	1	0.25	0.25	

⑤重度障害者等包括支援

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付時間（時間／月）	0	0	0	0	0	0
利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0

◆サービスの確保するための方策

居宅介護の事業所は、令和元年度には5か所になり、サービスを提供する環境は年々整いつつありますが、福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者が地域生活へ移行するためにも、引き続き、訪問系サービスの提供体制を整える必要があります。

また、新規参入を検討する事業所や既存の事業所に対し、夜間や早朝にも対応できる体制の確保やホームヘルパー等の人材確保に向け働きかけます。

【令和4年度 成果・課題】

【居宅介護】

利用者数が見込みよりも増加し、今後も自宅での介護ニーズ増により増加が見込まれる。

【重度訪問介護】

昨年度に引き続き、想定していたサービス利用がなかったため、見込みから半減となった。

【同行援護】

令和3年度に続き利用が増加した。視覚障がい者の社会参加や地域生活支援のため、計画相談事業所等と連携を図っていく。

【行動援護】

鈴鹿市の3事業所だけが提供可能であるが、実態としてニーズが少ない。

【重度障害者等包括支援】

県内には対応できる事業所がないが、ニーズの把握に努めることとする。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	1,900	1,960	2,020	1943	1918	
利用者数（人／月）	100	103	106	95	114	

②自立訓練

【機能訓練】

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	10	10	10	23	12	
利用者数（人／月）	1	1	1	1	3	

【生活訓練（宿泊型自立訓練含む）】

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	23	23	23	23	44	
利用者数（人／月）	1	1	1	1	3	

③就労移行支援

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	270	290	310	205	138	
利用者数（人／月）	15	16	17	18	17	

④就労継続支援

【A型：雇用型】

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	740	740	740	811	982	
利用者数（人／月）	36	36	36	46	63	

【B型：非雇用型】

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
給付日数（人日／月）	1,890	1,980	2,070	2018	2120	
利用者数（人／月）	105	110	115	122	146	

⑤就労定着支援

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数（人／月）	4	5	9	0	6	

⑥療養介護

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数（人／月）	10	10	10	10	9	

⑦短期入所（ショートステイ）

【福祉型】

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
給付日数（人日／月）	250	265	280	246	214	
利用者数（人／月）	30	32	34	37	36	

【医療型】

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
給付日数（人日／月）	10	10	10	11	4	
利用者数（人／月）	1	1	1	3	2	

◆ サービスを確保するための方策

「短期入所（福祉型）」についてはレスパイトとしての需要があり、需要の高さが伺えます。市内には定員5名の施設が1カ所しかないため、緊急時にも受け入れが可能となるよう事業者へ参入を促すととともに、鈴鹿・亀山圏域で広域的に空床の有効活用を図るためのシステムづくりの検討を行います。

【令和4年度 成果・課題】

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

新規の利用が増加したため生活訓練が見込みを大きく上回った。

【就労継続支援（A型・B型）、就労移行支援、就労定着支援】

A型・B型ともに見込みを上回る利用により、実際の移行者は、就労移行支援及び就労継続支援A型では1人、就労継続支援B型では4人が一般就労に繋がった。

【療養介護】

継続的な利用者があるため、引き続き利用が見込まれる。

【短期入所（福祉・医療型）】

福祉型は、利用者数の増加に伴って給付時間も年々増加していたが、令和3年度に引き続き、令和4年度も減少となった。しかし、今後、介護者の高齢化を背景として利用の増加が見込まれる。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	1	1	1	1	0	

② 共同生活援助（グループホーム）

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	38	40	42	40	48	

③ 施設入所支援

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	30	29	28	34	35	

④地域生活支援拠点等整備及び機能充実の検討回数

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検討回数（回/年）	1	1	1	0	0	

◆サービスを確保するための方策

重度障がい者が地域で生活し続けられるように、重度障がい者への対応が可能なグループホームの開設を促進していきます。

【令和4年度 成果・課題】

【自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援】

市内の共同生活援助施設は7箇所である。居住の場の確保のため、事業所等と連携し、地域移行につながる基盤整備に取り組む。

【地域生活支援拠点等整備及び機能充実の検討】

地域生活拠点等整備が進められていないため、国の基本的指針の改正（※令和8年度末までに各市町村において整備）も踏まえ、早急に取り組んでいく必要がある。

(4) 相談支援

①計画相談支援

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	60	65	70	60	79	

②地域移行支援

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	1	1	1	0	0	

③地域定着支援

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	1	1	1	0	0	

◆サービスを確保するための方策

①サービス計画相談支援の需要に応えるため、事業所へ新規参入を促します。また既存の特定相談支援事業所での相談支援専門員の増員を呼びかけます。

- ② 基幹相談支援センターが実施する研修や事例検討会を通じて相談支援専門員のスキルアップを行い、相談支援体制の充実を図ります。
- ③ 障がい者が地域で安心して自立した生活を送るための切れ目のない支援を行うため、地域移行支援、地域定着支援の周知に努めます。

【令和4年度 成果・課題】

【計画相談・地域移行・地域定着支援】

計画相談支援は、見込みを上回る利用があった。また、地域移行支援・地域定着支援の事業所は、市内0、鈴鹿市で2であるため、事業所の参入を促しつつ、地域移行支援の利用者が地域定着支援へとつながるよう努める。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規：第6期～】

保健・医療・福祉関係者による協議の回数

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて、保健・医療・福祉関係者による協議を通じて精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築を進めます。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検討回数(回/年)	3	3	3	3	3	

◆ サービスを確保するための方策

鈴鹿・亀山圏域における保健・医療・福祉関係者による協議を通じて、顔の見える関係を構築し、事例検討を通して地域課題の共有を進めるため、年に3回の検討会を実施します。

【令和4年度 成果・課題】

鈴鹿・亀山圏域の精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加する連絡会において精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議を行い、情報共有等を行った。

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新規：第6期～】

地域の相談体制の強化

基幹相談支援センターについて、機能の強化を図りながら総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

区分	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

事業所との審査結果の共有	実施回数	12	12	12	12	12	
--------------	------	----	----	----	----	----	--

◆サービスを確保するための方策

- ①県、国保連合会、システム委託会社などが主催する研修への市職員の積極的な参加を図ります。障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。
- ②障害者自立支援審査支払等システム等による月1回の審査結果の分析を各事業所へ共有します。請求の過誤を無くすための取組を行い、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

【令和4年度 成果・課題】

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、事業所へのフィードバック等を通じて請求の過誤を防止するよう取り組んだ。

4 地域生活支援事業の目標とその確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいがある人に関する地域住民の理解を図るための啓発活動等を実施します。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業の実施	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	

◆サービスを確保するための方策

「ヒューマンフェスタ in 亀山」や「あいあい祭り」等において、障がい者等への理解や障害者差別解消法や障害者虐待防止法等についてより多くの方へ普及啓発できるように取り組みます。

【令和4年度 成果・課題】

感染拡大により「あいあい祭り」は開催できなかったが、ヒューマンフェスタ in 亀山において、共生社会の理念や福祉意識の向上に係る啓発を行った。

(2) 相談支援事業

障がいがある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整や必要な援助を行います。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者総合相談支援センター	箇所数(か所)	1	1	1	1	1	
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	

基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	検討	実施	実施	検討	検討	
-------------------	-------	----	----	----	----	----	--

◆サービスを確保するための方策

- ①障害者総合相談支援センターには、令和元年度2,583件、令和2年度3,243件の相談実績があり、ニーズが増加していることから、今後も障がいがある人や家族が気軽に相談できる場として広く利用できるように周知を図ります。
- ②基幹相談支援センターについては、地域の中核的な相談支援事業所としての機能強化を図ります。

【令和4年度 成果・課題】

相談実績は3,208件と横ばいであるが、世帯ごとの課題や複合的な問題のあるケースが増加していることから、基幹相談支援センターの機能の強化や各相談機関との連携、関係機関とのネットワークの構築を図っていく必要がある。

(3) 成年後見制度利用支援事業

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	1	2	2	0	2	

◆サービスを確保するための方策

後見人報酬の助成に関する対象者の見直し及び拡大を検討します。また、国は、成年後見利用促進計画に基づき、令和5年度までに広報、相談、利用促進などの機能を備えた中核機関の設置を求めています。今後、市でも成年後見に係る周知啓発や申し立てなどのコーディネートを行う中核機関の設置を目指します。

【令和4年度 成果・課題】

成年後見制度利用支援事業2件の利用があった。また、成年後見制度における中核機関を亀山市社会福祉協議会に設置した。

(4) 成年後見制度法人後見支援事業【新規：第6期～】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することにより、障がいがある人の権利擁護を図ります。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有	無	有	

◆サービスを確保するための方策

法人後見の活動を安定的に実施するための体制づくりに向けたヒアリング調査を行う

とともに、法人後見を担う団体が困難事例等に円滑に対応できる支援体制を多面的に検討し、法人後見の実施に向けた検討を進めます。

【令和4年度 成果・課題】

法人後見の活動を安定的に実施するため、法人後見の受任機関として亀山市社会福祉協議会を位置付けた。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

◆サービスを確保するための方策

- ①手話通訳者や要約筆記者の派遣については一般社団法人三重県聴覚障害者協会に委託し、意思疎通の支援を行っています。今後も手話通訳や要約筆記を必要とする方の利用を促進するため、他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。
- ②手話通訳設置事業については、平成28年度から1名の手話通訳者を週1回あいの窓口配置しています。今後も、市の窓口で手続き等を行う際にコミュニケーションが円滑にできるように努めます。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	実利用件数(件)	10	11	12	2	11	
要約筆記者派遣事業	実利用件数(件)	2	2	3	0	0	
手話通訳者設置事業	実設置者数(人)	1	1	1	1	1	

【令和4年度 成果・課題】

手話通訳者の利用は、確定申告時の対応など11件であったため、利用促進を図っていく。

(6) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がいのある人や知的障がいの人、精神障がいの人などに自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

介護・訓練支援用具	給付等件数 (件)	6	7	9	5	0	
自立生活支援用具		7	9	11	7	6	
在宅療養等支援用具		12	14	16	10	9	
情報・意思疎通支援用具		7	9	11	6	9	
排泄管理支援用具		1,080	1,100	1,150	1,097	1,059	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		4	4	5	0	0	

◆サービスを確保するための方策

今後も給付対象者が増加し、日常生活用具のニーズの多様化が推察されます。そのため、ニーズに対応した各種用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明を行い適切な給付に努めます。

【見込量の確保の方策】

障がい者手帳の所持者が増加してきており、今後も給付対象者は増加すると推察されます。各用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り、適切な給付に努めます。

【令和4年度 成果・課題】

令和4年度は、介護・訓練支援用具に関しては実績が0となったが、特にストマなどの排泄管理支援用具を中心として継続的な利用が見込まれ、対象者に必要な用具が給付できるよう取り組む。

(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	34	38	42	62	70	
	延べ利用時間数 (時間)	2,040	2,280	2,520	2,709	3,647	

◆サービスを確保するための方策

障がいのある人等の多様な活動や社会参加、自己実現を支える重要なサービスとして、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、必要な人にサービスが十分提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【令和4年度 成果・課題】

人工透析患者等の増加により前年より人数、時間ともに増加している。

(8) 地域活動支援センター機能強化事業【新規：第6期～】

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障がいがある人の地域生活支援の促進を図ります。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施個所数(か所)		1	1		0	
実利用見込者数	実利用人数(人)		10	10		0	

◆ サービスを確保するための方策

地域活動支援センターについては、「創作的活動、生産活動の機会の提供等の支援を行う基礎的事業」に加え、「機能訓練、社会適応訓練などを行う機能強化事業」を行うことができるよう、本市の実情に応じた形態の検討を進めるとともに事業所の参入を促します。

【令和4年度 成果・課題】

令和4年度は、制度構築及び要綱整備を行った。事業所への周知・説明を図っていく。

《任意事業》

(1) 訪問入浴サービス【新規：第6期～】

在宅の身体障がい者に訪問入浴車による家庭での入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、地域での生活を支援します。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	実利用者数(人)	6	6	6	7	7	

◆ サービスを確保するための方策

平成31年4月から事業を開始しています。今後も、継続的なサービスの利用が見込まれることからサービスが十分に提供されるよう実施事業所の確保に努めます。

【令和4年度 成果・課題】

障がい児3名、障がい者4名の利用があった。引き続き利用促進を図っていく。

(2)生活訓練等

視覚障がい者等を対象に、日常生活上必要な訓練、指導などを行います。

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活訓練等	実利用者数 (人)	11	12	13	13	15	

◆サービスを確保するための方策

視覚障害生活訓練員による生活訓練を行うことにより、視覚障がい者の社会参加の促進を図ります。利用を促進するために他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。

【令和4年度 成果・課題】

対象者は継続して事業を利用していることから、引き続きサービスを提供していく。

(3)日中一時支援

障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を推進するため、障がい者等の日中における活動の場を確保し、日中の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・見込値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日中一時支援	実利用者数 (人)	160	170	180	161	143	
	延べ利用日数 (日)	6,950	7,400	7,800	7,443	6,098	

◆サービスを確保するための方策

日中一時支援は、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、サービスが十分に提供されるよう、障がい者や障がい児の日中活動の場を確保し、ニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

【令和4年度 成果・課題】

放課後等デイサービスの利用増加もあり、児童に係る日中一時支援の利用が減少している。

(4)地域移行のための安心生活支援【新規：第6期～】

障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備します。

◆サービスを確保するための方策

地域生活支援拠点等の整備に併せ、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室確保の事業化に向け検討を行います。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居室確保事業	実施の有無	検討	検討	実施	検討	検討	

【令和4年度 成果・課題】

地域生活拠点等整備に係る取組みが進められなかったため、国の基本的指針の改正(※令和8年度末までに各市町村において整備)も踏まえ、早急に取り組んでいく必要がある。

5 第2期亀山市障がい児福祉計画の概要

第2期亀山市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障がい児通所支援等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（令和3年～令和5年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めています。

6 計画期間における目標値

障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針は、次のとおりです。

- ①令和5年度末までに市町村において児童発達支援センターを1か所以上設置する。また、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することで、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ②令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1ヶ所以上確保することや、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児コーディネーターを配置する。

【成果目標】

- ①市では、市単独で発達に配慮等を要する子どもとその家庭を対象に、子どもの発達の状態や特性に応じて、個別や集団の療育を行っています。また、保育所や幼稚園等と連携して巡回相談を行い、集団生活に適応するための専門的な支援を行っています。現在行っている各事業の充実を図りながら、新たに児童発達支援センターの設置を目指します。
- ②未就学の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は現在市内にはありません。令和5年度末までに1か所となるよう引き続き参入を促します。就学児以上の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は現在市内に1か所あり、令和元年度末の利用者は3名であることから引き続き確保に努めます。なお、医療的ケア児支援のため、平成29年度に三重大学、三重病院、津市、鈴鹿市、伊賀市、名張市ともに広圏域で保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置しました。今後も他機関及び他市と連携協議しながら更なる支援体制の充実を図ります。また、医療的ケア児等コーディネーターについては、現在市内の障害児相談支援事業所に2名配置していますので、引き続き確保に努めます。

項 目	数 値	説 明
【目標値】 令和5年度末の児童発達支援センターの設置	1 か所	市単独で行っている相談療育事業や保育所への訪問等支援の充実を図りながら、児童発達支援センターの設置を目指します。
【目標値】 令和5年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 か所	
【目標値】 令和5年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数
	1 か所	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の維持及び更なる充実	1 か所 広圏域	協議の場を維持しつつ内容の更なる充実について他市及び他機関と連携を行っていきます。
【目標値】 医療的ケア児等コーディネーターの配置	2 名	障害児相談支援事業所に医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

【令和4年度 成果・課題】

児童発達支援センターの必要な機能等を検討するため、市の情報共有等の協議ができる場(チームすくすく)を設け、検討を進めた。今後も、必要な機能を検討し、関係部署との協議を進めていく。

重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は市内に1か所のみであることから、計画目標値の実現に向け、新規参入を促していく。

医療的ケアが必要な児童を支援するため「にじいろネット」等のネットワークを活用した情報共有と医療的ケア児等コーディネーターの配置のため、事業所への働きかけを実施していく。

7 障がい児福祉サービスの目標とその確保のための方策

障がい児通所支援等は、発達支援の提供や放課後等の障がい児の居場所づくりなどを行うものです。成果目標の達成に向けて、障がい児通所支援等の必要な量の見込みである活動指標及びその確保のための方策を定めます。

①児童発達支援

未就学の障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付日数（人日／月）	270	297	315	261	230	
利用者数（人／月）	30	33	35	37	47	

②医療型児童発達支援

障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援及び治療を行うサービスです。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付日数（人日／月）	0	0	10	0	0	
利用者数（人／月）	0	0	1	0	0	

【令和4年度 成果・課題】

児童発達支援を実施している事業所は3箇所であるが、利用者数の伸びが見られることから、当該サービスを提供する事業所の確保を図っていく。なお、医療型児童発達支援は、令和6年4月以降福祉型と統合される。

③放課後等デイサービス

就学している障がい児（6歳から18歳）に対して、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行うサービスです。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付日数（人日／月）	1,275	1,320	1,350	1,632	1717	
利用者数（人／月）	85	88	90	120	136	

◆サービスを確保するための方策

今後も「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の更なる需要が見込まれます。支援を必要とする障がい児に適正な支給量のサービス提供ができるよう、事業所へ新規参入を促します。また既存の事業所での拡充を働きかけます。

【令和4年度 成果・課題】

給付時間・利用者数が急増し、見込値を大きく上回っている。今後も小学校入学時での利用開始以後の継続的利用を含め利用者が増加していく一方で、人材やサービスの質等の確保が必要である。

④保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等などに通う障がいや発達に遅れのある児童に対して、他の児童との集団生活に適応できるように支援を行うサービスです。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付日数（人日／月）	0	0	5	2.25	6.6	
利用者数（人／月）	0	0	1	4	8	

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付日数（人日／月）	3	3	3	1.75	2	
利用者数（人／月）	2	2	2	1	1	

⑥障害児相談支援

障がい児通所支援又は障がい福祉サービス等を利用する全ての障がい児を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画（案）の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。さらに一定期間ごとに支援内容が適切かどうかサービス等の利用状況を確認し計画の見直し（モニタリング）を行います。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

利用者数（人／月）	37	43	47	31	34	
-----------	----	----	----	----	----	--

【令和4年度 成果・課題】

保育所等訪問支援の利用が伸びているが、当該サービスを提供できる事業所は市内にはないため、事業所の参入を促していく。また、障害児相談支援については、児童に係るサービスの増加に伴い増加しているため、利用を希望する児童が支援を受けられるよう、事業所と連携を図って対応していく。

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数（人）	2	2	2	2	1	

【令和4年度 成果・課題】

市内の計画相談事業所に配置されているコーディネーターが1名減少したため、配置人数の確保のため事業所に働きかけていく。